甲斐名勝志

下三四五

大尾

ル 4
684
2

門 ルロ4
番 1684
巻 2止

甲斐名勝志卷之三

萩原元克編輯

松井藏書

八代郡之部

○八代郷　風土記ニ曰ハ谷志呂ヒトツ

○熊野権現　八代村　祭神三座　伊弉冊尊　事解男速玉男也　法花不保秋収之捨七石別当千手院毎年三月三日奉祀有供養ヲ行ル　年中ヨリ始ルヲ云

○美和神社　二宮と称　二宮村　祭神大己貴命也　昔ハ三輪ヲ

社収四十七捨石余　風土記曰主田三十五束三字田　但必山夷ヲ讃其夷ニ氏戸微少也守国奉奏　雄略天皇十二年九月始祭之云云　社記云　雄略天皇御宇国造鷲王之子坂名井公為社司　三代実録曰　清和天皇貞観五年六月八日授甲斐国従五位下勲十二等美和神ニ従五位上

同八年三月廿八日授正五位下　同十八年七月十日授正五位上

陽成天皇元慶四年二月八日授従四位下　社記曰　後宇多院弘安

年中元蒙古襲来之時有勅願異賊敗没之後正一位勲一等

奉勅額今尚存　屬祠鷲王祠（国造鷲王　称大郎王）日御子祠（日本武尊）有之尾心

村ニ山宮ニ云社アリ相伝　同

二　雄略天皇の御宇今の秋地ノ東遷此地竹原村の小ノ浦の

木ノ下ノ地名アリ又尾崎の南ノ概木ノ下地名アリ此辺衛の神社

ありと云伝ふ　ところ又子ノ山ノ子と云ふ記ノ天

鈿女命と為ると云ふ此伝不詳

○国衙　往昔国司の住ひし所今其跡定ること能ハず俗名御

所載国府芝八代郡と云ふ此地なるべし山梨郡の国府ハ此

地より遷されしなり此国の名称の社ハ国造の始祖

塩川村

塩海の高称と記しなるべし往昔ハ毎二月国司長官以下ども

よ今国廳に幣を奉り年ごとに祈る大社ハ（諏訪大社　御祭神）小社ハ（諏訪小社　御祭神）用

正税国司自ら斎戒して呼祠宜頒之其儀俊敬なるべ

○国道窟（井上村）又姥塚と云窟中に安置観世音菩薩土人

相伝大古有神媼一夜に作る故に姥塚と云ふ一説に姥塚ハ昔

馬塚の訛にて甲斐の黒駒と葬し塚と云ふ又一説に昔し大の

雨降り洪築と云ふ　平地に草昧の時居宅しまず洪国ふる

ひ大なる氷雨ふりて人民及び心野の禽獸と害ありしを害

と免れ助かり此辺ハ石と為りて其色ハ廬舎と為りて住

しなりと今も北国に大なる氷雨降て山野の禽獸と害事

所々有今ハ居宅も洪国ふる人民此害に遭ひ死亡

日雨氷（比左女）今按ずるに比布留ふる大氷の降ずべし此亦小

ふる窟ハ国中所々に数多ありと是皆此類なるべし神武紀に巣

棲穴住習俗（ツネトエリ）惟常也と云ふ大古人の住し所なるべし俗名

○ 石禾郷 今ハ石和と書 往昔山梨郡之並末属ニ八代郡ニ 武田
大膳大夫信光旗下ニ武田氏此地ニ世々ありて被の
住ハ流失ス[illegible]定[illegible]此流ニ[illegible]寺[illegible]又
此邑ニ[illegible]武田[illegible]士[illegible]被淳正品信光一所之
[illegible]
八幡宮ハ武田信光旗下ニ巨麻郡武田より遷ス[illegible]社往昔
ハ浦妙川川中島村の東より鶴岡川流れ合[illegible]此邑
ニ菊[illegible]所ニ大人相伴昔平大納言時忠此地ニ配流せ
られて居ス石和川ニ[illegible]鶴と[illegible]殺生禁制
の札[illegible]武寺の僧侶等捕て此川郷ニ生[illegible]流めら
ニ[illegible]亡霊化鶴と[illegible]日蓮上人[illegible]して一寺を建立の
今の鶴岡山遠妙寺是也

抑ニ平大納言時忠卿ハ能登国ニ配流の[illegible]平家物語及
源平盛衰記東鑑等[illegible]今能登国ニ[illegible]
東鑑曰元暦二年九月廿三日前大納言時忠卿下向配所能登
国云云 又曰文治五年三月五日平大納言時忠卿去月廿四日
未尅於能登国配所薨之由達関東依有智臣参先帝朝平
家在世時輔佐諸夏雖当時為朝庭可惜欲之由二品被仰亦
彼年齢有御不審歟輩雖候御前無覚語人仍被尋大夫属
入道之處六十二之由申之云云 依之考ニ平大納言ハ
さゝ[illegible]人の供侍[illegible]
宗祖日蓮記曰武田ハ被[illegible]
[illegible]
[illegible]

○神祖明神 格式村社中之大なる枝樹を七圍まで許り実を奉
伐の故に加賀義光先生曰延喜式所載田牧の名神社なるべし神
祖の字加義倍伎と訓す續日本後紀曰 仁明天皇嘉祥二年三月
庚辰興福寺大法師等為奉賀天皇宝筭奉獻其長歌詞曰果
乃野馬臺能国遠賀美倍伎能宿那毗古那加葦菅遠殖生
志津津国固米造久年與理略 神代巻曰大己貴命与少彦名
命戮力一心経營天下云云意又田牧八女表名命の名付の
一説なるべし田牧を名づくるの意なるべし神祖女表名
命なるべし此意後名称所載山梨郡林戸郷之条八代郡之属八
○護国山国分寺 聖武天皇勅願所令考得記天平護国寺号国
山分寺倍賀 聖武紀曰天平十九年十月己卯詔天下諸国別
令造金光時寺 法華寺其金光明寺各造七重塔一區並寫金光
明經一部安置塔裏云々 天平勝宝元年七月定諸寺墾田地

金光明寺一千町法華寺四百町云々 諸国分寺毎正月八日
十四日迎物讃最勝王經 東神護景雲二年製せる
建久五年然震破壊事東遊るべし今微薄の故信の
健物なり 近来除疫家なるべし
○浅間神社 南国史 延喜式本社 駿河国浅間郡神社主四百五十束之献二字田 治目八町五
十束 貢人彦五郎 貢人彦五郎 貢人彦五郎
十狭智天皇八年己亥正月始被祭之 有神家巫戸等云云 狭智天皇者
垂仁天皇也 社傳曰風土記所載神社八今の山宮是之本花岡那
姫命の相殿なり 瓊々杵尊大山祇命を祀れり 貞観年中今の
社地に奉遷山宮の梅孔より永承元年戊午中の春日神主保
重盛なる又云神主盛近五十八代なる今なる也 近俗氏
代々相続なり 法名なり 今天暦二年壬寅近九子八百十八
年に建久五年社殿修震破壊事東遊るべし 二代実

縁曰　清和天皇貞観七年十二月九日丙辰勅甲斐國八代郡立浅間明神祠列於官社即置祝祢宜随時致祭中略以八代郡擬大領無位伴直真貞為祝同郡人伴秋吉為祢宜郡家以南作建神宮且令鎮謝云々　郡家ハ郡司の官廨也　武田機山家甫社として祭りし也　令うつしうつし和淡の気の志しゆゑと由けてをいのち神のかまとく

○中尾神社　中尾村　飛永明神と称す神大己貴命也　祭神不詳
相伝延喜式所載中尾神社是也

○守國明神　北呂村　相伝仁明天皇之皇子守國親王有罪被配流甲斐國野呂の郷辺に来り住み給ふ　一條院長徳己年戊戌薨し給ふ寿百ヘ千歳守國大明神と祀るなる旗を後世に斎と称

○矢作村　此処ハ往昔弓矢作りし所也　延喜式曰甲斐國所献弓六十張征箭四十貝云々　文武紀曰大宝二年甲斐国献梓弓五百張詔充之大宰府云々　又市川郷にも矢作と云所有是

亦同じ此名にて都塚と云所を明和の頃里人塚を発きしに八角の鏡並太刀出でたりと云へて往昔の墳墓なるべし都塚の名によれば名ある公卿などの墳墓ならんと惜しむべし今其所をしらず

○金剛山慈眼寺　末木村　真言宗　本尊千手観音草創不詳相伝後大竹門院文明二年賓日法印中興之天正十年武田勝頼没落の時遺物を当寺より紀伊国高野山へ納られし清浄
文旨寺に依て石余

○国建明神　塩田村　社中に大きなる古木の朽ちたる終に文書せり　里人伝へ云南国開闢の時の木といふ　指すに舊記にも載てなし　国造の始祖の御子塩海足尼と申せし甲斐国造となりて赴任したまひしを、ここにて塩海の足尼なりしと祀るなりしと

○妙亀山広厳院　又中山と称　曹洞宗　相伝後花園院寛正元年草創

岡山雲畑禅師之武田刑部大輔信昌旗下 信田長者今泉道隆
と云者と令て伽藍と建立せ〜し今信田村と長者鍛の位
とそ云ハ是なり 寺跡八拾三石山林有

○黒駒郷 往昔甲斐黒駒と云名馬出し所と云 偽此説ハ往昔
の駅路也 雄略紀木工猪名部の真根有罪付二物部刑一於野中略
以赦使来甲斐黒駒詣刑所止而赦之鮮微纒復作歌曰
農播挹麻能柯彼能矩盧古磨 矩羅枳制播 伊能致志難磨
志柯彼能倶盧古磨 被之いのちもみ〜 令死ん〜 裸背 聖武紀曰天平三年十二月丙子甲斐国献神
馬黒毛白髪尾 略中 其獲馬人進位三階免甲斐国今年庸及
出馬郡庸調其国司史生以上並獲瑞人賜物有差云々
一書曰 推古天皇六年夏四月太子令求良馬府諸国令
貢兎岩国所貢馬驍駒四脚白矣秀絶数百駿中太子指此馬

曰是神馬也餘皆被還令今各人調子九嚴重加飼養矣云云
武人の久世書ハ全く後人の妄作 信用ならぬ〜 ハ 橋の條と文

○鈴玉山称願寺 時宗号黒駒道場 相伝 光明帝延徳年中英剣岡山
遊行二世他阿上人真教和尚之建立 寺跡三拾九石余山林有
法名ハ称願寺殿浄阿と号寺

○神座山薬王権現 号二橋宮神社一 祭祀ハ素戔
嗚尊大己貴命と名れり東南の山を嵯峨の嶽と云 級頂と祠有
高皇産霊尊と名れり今俗云 嶽迦ケ嶽と唱ふ 嶽の物
語ふ〜 黒駒里〜 宋一里余 巳月八日祭礼有 南
秋ハ醫の祖神 中世ハ日〜岡中の俗人参詣の由
来〜 秋ハ武拾六石山林九三宝 二代実録曰清和天皇貞観
十年九月甲戌岡橋峰神授二従五位下一〜 秋記曰 朱雀天皇
承平年中平将門伝討の時奉幣願書有今猶存

○小山故城　一云下山城　土人相伝元徳与与信永の在城と
其組逆見の穴山を信り故と称号とし其後河内下山の城
と還り又此地と還り大永の初南部氏のたりと彼亡後に
村常楽寺に生害と干後芸長の以当在元忠始く在と云
信永の墓有　東磨院前与州奥鐵と号

○花禽郷竹井村の条に一説と寄宿村とと宗徒京田西花と
名とと云へり　ひてもきロケて寺花の名
又花禽塚と云有此条と吳史有墨俵出て南の方名坂と登り
南門の方と行板垣てと云と伝り花禽の霊史と云ふりの
附くと云へり掛と本州猛田曰野外鬼燐真史を青と真秋如
炬或裏或散　俗呼鬼史或云諸血燐光也と云へり一説と穴山
氏南部氏と戦と干付反南部の兵の数百級の是と切り堀之故
俗呼云鬼反塚又此条り吳村と飛子塚と云と也寺沢里人
塚と発りと境之西太刀八口朱数多出り意と見性古の使
墓ると云へり其方の用と諸刀の級の行り百余集と級太刀
りちのきたらどよりれい実と上方の墳墓ると云へり此
条と古墳数多行り

○子立明神　米倉村　条神天細女命と和伝是武野武戒　桙衝の
神社と伝古記曰桙衝神社圭田三十六束三畝田　仁徳天皇
四年丙子宮殿所祭天細女命也と云

○金富山移安寺　曹洞宗　米倉村　相伝　後一條院治安元年弘恵法師
開基而号永治山真福寺と云へり密宗と伝場と干後
白河院永保二年改金富山能安寺　後光厳院貞治六年
言と云へり沙後而成曹洞宗寺　寺仏武拾五石余

○云得山瑜伽寺　除仮宗　永井村　本尊　薬師如来和伝　元正天皇天
長元年菩提開山　云音律師と中古より南宗と云へり寺

凡五石余此地ハ倭名鈔所載長江の郷之内大紀国宗とゝ云寺也
天武天皇三年二月定快法師始行ニ曼陀羅供會ヲとしくる寺
へ今行ハの寺とゝろゝを忘らゝ凡後の参へと行のミ
○大野山福光園寺 真言宗 大野寺村 号蓮華奈院和尚 後白河院保
元年中大野對馬ちゝ云人建立開山賢安上人住昔ハ大野寺
ゝと云 正親町院天正二年 勅号福光園寺寺領武拾六石余
山林在
○長國山聖應寺 臨済宗 黒坂村 抜隊派 和尚
草剣開山道雪大禅師 後小松院應永二年武田信満朝臣再
建之寺領四拾九石山林有
○霊亀山永泰寺 臨済宗 古国村 草剣不詳和尚 後醍醐天皇元
亨四年夢窓國師再興之本尊釈迦如来ハ毘首羯磨作之とゝ云
○佐久神社 上向山村 大宮明神ゝゝ称祭神ハ手力雄命也 社領拾九石余

此邑とも佐久とゝ云和名鈔所載佐久郷是也又河内村とも
佐久明神の社在行れの後ハ此地より遷し祭られしべし風土
記曰佐久神社式社 圭田六十七束三毛田 雄略天皇二年
戊戌六月始所祭手力雄神也有神家巫戸等ニ六月巳午日毎
年備ニ弓矢及鉾ヲ行ニ神事ヲ云云
○吉國山龍華院 曹洞宗 曽根村 草剣不詳 相傳
中桂利昌和尚再興是より曹洞宗と成 一說ニ凡大紀所載
白井郷願瑞寺是なりしと凡土記曰願瑞寺寄田二千七束
三毛田 天武天皇三年釋勝應始安置ス四天皇ヲとゝ云 天正十年
東照神君當寺よ數日寄宿しゐし寺凡七千二石山林在此
邑又鉄砲之者根岡通何ゝろ御をりとゝ云
○七覺山圓樂寺 真言宗 右左口村 和尚 文武天皇大寶元年草剣開
山役行者之山より又納經堂有 真例から五重の石塔ハ

聖武天皇御寄附ありと云 獲麿ハ源幕府頼朝卿の建立
なりしか今ハ礎(イシズエ)残れり寺依武指九石余山林有 社守五社
権現ノ社有 祭神 熊野 伊豆 金峰山 箱根 白山 毎年四月十五日祭礼有
当社国図記曰七光山といへる霊地にて登る山は元従山伏歴くにて
とかくありさまより暁更より直に登り給酒宴興ありしとぞ給ふ
本宮方の光ありしく咲かかるとぞ見えく
傍りみえの光もおもしろき此山にて七ッのさかりと云ふさきて村

○浅利村ハ浅利与市義遠館跡也義遠ハ逸見冠者清光
の子八代郡浅利郷を領し又義遠墓ハ浅利南の方より又中
畑村ハ清和塚と云ふ是義遠ノ妻坂額(ハンガク)御前の墓也と云川
通りより夜廻り来て流失しけるとかや中畑村の産神(ウブスナ)社中に
姨母(ヨハ)御(ゴ)前の祠(ホコラ)と云ふ是坂額御前を祭りけるとかや 東鑑曰建
仁元年六月廿九日阿佐利与市義遠越後国鳥坂城之囚小太
郎資盛姨母坂額御前ヲ申請下向甲斐国ニ云云 高部村ニ
宝弓寺と云ふ寺あり是義遠建立なりと云 位牌有 宝弓寺殿一
箭存誉と号す又上大鳥井村大福寺ニ浅利墓あり 此寺ニ位(?)

室権現の祠有義遠の霊を祀ると云ふ 結

御崎(ミサキ)明神 市川郷上野村 祭神三光 倉稲魂(ウカノミタマ)命 天照皇太神 瓊瓊
々杵尊也 相結 孝霊天皇御宇始元ノ 天喜武衛(?)載
表門(ウハト)神社也 白河院永保元年 高慶(?) 天正十年三月二日
東照神君社ニ陳ニ及フ 慶長十七年 東照神君の命
に依て社殿造営あり 三月三日 十月酉の日祭礼ある 社領四拾
三石余 社司を別当と云 武田国観院(?)一代の孫 市川別当 其
子五郎別当 父子東照宮へ出しと云 此名 四郎(サブロウ)して ニ云云ふ
ふ石の祠あり 新羅三郎義光を祭るとふ 四郎(?)して 新羅厨(ツ)
子(ミ)の持給ふよし 義清此地に住ありし故祭るよしいへり

一義清市川を給所とし飛騨の国の内の所領の内の
[illegible]
[illegible]
元年 壬辰 十二月 西条大山祇命也 [illegible] 掃部山
[illegible]
稲縄 [illegible] 桐原 [illegible] 市川の神社 [illegible]
○[illegible] 前明神 市川の大門村 条神 [illegible]
[illegible] 前神社 [illegible] 延喜式 [illegible]
[illegible] 延喜式 [illegible] 六十張 征箭四十具 [illegible] 武田義
清 [illegible]
○[illegible] 連縄 [illegible] 前の神の神領のうち
[illegible] 市川の [illegible] 神 [illegible] 天津 [illegible]

く 杵尊 [illegible] 出 [illegible] 和尚 清和天皇貞観年中法発
[illegible] 市川一の [illegible] 和尚
○一流山光勝寺 [illegible] 市川の [illegible] 和尚 南寺 [illegible] 弘法大師
開基之 [illegible] 坂酒 敬天皇 [illegible] 初願 元享年中再興 永
徳の比 [illegible] 天の為 [illegible] 伽藍 焼失 [illegible] 寺 [illegible] 七石余 又大門村 [illegible] 坂
寺 [illegible] 天台宗の寺 [illegible] 天台の比 [illegible] 田 [illegible] 彼
却せ [illegible] 八 [illegible] 師 [illegible] 又 [illegible]
○川南山茅王寺 [illegible] 京 市川の [illegible] 和尚 [illegible] 武天皇天平年
中行基 [illegible] 開基 [illegible] 市川の [illegible] 寺 [illegible] 或 [illegible] 八石 余
[illegible] 永廿年 十二月 坂陽 [illegible] 流 [illegible] 八 [illegible] 二京 [illegible] 良 [illegible] 法 [illegible]
王南国 [illegible] 遷 [illegible] 寺村 [illegible] 国寺 [illegible] 世 [illegible] 彼寺
[illegible] 十二年 [illegible] 南寺に還 [illegible] 浄国
[illegible] 年 [illegible] 治二年 [illegible] 浄国の

[illegible]の[illegible]の和歌あり[illegible]（太略）

○[illegible]飛権現社 仁明天皇承和三年修理大夫山信
[illegible]氏不保 天正三年焼亡 宝永三年再興 梅吉入乃再興[illegible]
[illegible]温泉[illegible]

○富士川 西門の備門[illegible]元今[illegible]巨麻へ代二
[illegible]の堰 鰍沢より駿河の国岩淵まで元十八里[illegible]流れ来き
[illegible]のうちに[illegible]駿河[illegible]元岩淵の堰[illegible]
[illegible]木号[illegible]出[illegible]掛[illegible]
甲斐[illegible]橋[illegible]木号今二筏著三千[illegible]
滝屋[illegible]岩小[illegible]岩[illegible]子口[illegible]
[illegible]

支木 [illegible]流れ[illegible]

同 [illegible]

同 [illegible]清原深養父
家集[illegible]
六帖 [illegible]富士川の世[illegible]

甲斐名勝志 巻之三 終

甲斐名勝志巻之四

萩原元克編輯

巨麻郡之部

○巨麻郷　風土記或高麗云々此説不詳予按駒井村説ハ
元正紀曰霊亀二年五月辛卯以駿河甲斐相模上総下総常陸
下野七國高麗人千七百九十九人遷于武蔵國置高麗郡云々駒
井ハ高麗人の居住する所なれば又高麗の地名なり
條々云々所謂上条下条拾艾抄田籍部曰三十六町ヲ為一里此六里ヲ為條條起從北行千南是其大略之條の地名歟

○當麻戸神社　風土記曰巨麻乃郷西二百歩外社樹圭田
四十三束　欽明天皇二年辛酉四月初所祭大酒解小酒解神
也有神家巫戸等云々予按駒井村の西二百歩許ノ
尾鱗大明神の社ハ当麻戸神社なるべし

秋の古木ありて往昔の大秋なるべし　辛表（トリイ）は庭中の意なり有
千貫皆田なる作り何人の作ぞと問ふに答へ侍りし
○穂坂牧　若所なり牧の事は已に載せ
堀川百首　ひさかたの雲ゐ遥かに秋の田のかりほさびしき夜の月　公実
年中行事歌合　時雨ふる秋の田のかりほさびしき夜の月　入道大納言
夫木　夫くさ埋さかの中路のもるれば秋の田のかりほ　壬生忠見
新集　秋の田のかりほさびしき夜の月　後村上院
夫木　田の庵とそれかりそめの夜の月　後鳥羽院
○小笠原牧　いにしへ牧の所なりし故に笠原の名ありしとぞ牧の名は笠原
なり牧の内なるべし
詞花　もしほやく海のみくまの小笠原　僧都覚雅
夫木　小笠原やけ野ぬ花つのくらあらしとぞ　順徳院

堀川　小笠原あるみの入はきたるれば　顕仲朝臣
同　とりさかすゆくるとまいるつゆ　仲実
家集　故ありてうつせし小笠原あるみの入はきたる　貫之
六帖　小笠原天竺のはるかなる所なれども
○穂坂堰大穴口碑　渡邊子固所作也　伊藤仁斎門人
銘文云　三之藏宮久保三津澤村民千餘口古来無水仰頼雨水
晴日過旬則踰峻歴嶮馬牛以連溪水國主憫天下易得者莫
如水而此村獨不得易得者今臣山口八兵衛源政俊救其難苦堤
於野長八千間穿風越山三百間及小山十所合四百間引浅尾堰之
水名穂坂堰取諸庄名云三村之民非止得資飲水於村内
亦墾稲田若干頃感載洪恩請勒于石因記
享保三暦戊戌三月起工九月告成
○團子新居村　俗云團子石とぞいふ　出馬餘穂

〻〻本州細目曰石中有細粉如麵故曰餘粮俗呼為大一島
餘粮禹餘粮乃石中黄粉生池澤其生山谷者為大一島餘
糧云々是大一島餘粮なるべし
○柳平村に織女の祠（タナバタ）（ヤシロ）に有延喜式所載倭（ヤマト）文神社なるべし神
代巻に倭文神建葉槌命（シトリ）（タケハヅチノ）有予按倭（シトリ）文郡へ移りて麻と織布と織りて敬（ウヤマ）ひ
文郷と云ふ倭文は賤織（シヅオリ）の訛なり世俗にして織女と
云ふなるべし 青竹参祀ひ
○巨鼇山天澤寺（曹洞宗亀沢村）相傳 後土御門院御宇文明五年草
創開山應嶽禅師其後鉞富兵部少輔虎昌再興寺領九百石余
○龍王社（龍王村）一宮浅間明神二宮美和明神三宮國玉明神三社
の沙汰所なり毎年正月中の亥の日参礼を一宮二宮は神輿
三宮は神馬なり沙汰人は惣なるなり毎年正月中の諸人群集なり

なるべし 寛和天皇天長年中始なるべし
○笠懸明神（徒の村）参神東代王命之法発不詳相傳延喜式所
載笠原神社なるべし山梨郡等力郷新倉明神の社
も世俗所伝は友社何れも先なり然れども考へ勿論
○義清明神（西条村）相傳武田義清の男と所系也義清初
羅三郎義光の二男なり逸見荘者と号久安元年乙巳七
月廿六日辛亥七十二歳にて武田系譜文所
○高畑村に穂田と云地名あり大人相傳是馬防源義親の末裔
穂田次郎正清住し所之子孫の孔の後長田左司忠家の三男
当子代世祀と来り穂田義久住りて今の長田氏は当
子代の末孫なるべし
○所嶽權現 参神二月廿六日参令大己貴命素盞嗚尊也
今世大明神は日本武尊也法発不詳相傳延喜式所載金峯

神社是之社仏十石余山林九七筆許社家教育行
後陽成院御宇文禄年中法眼後達言之又橋大門にて右
本の橋教授有法安信忠の弟子古へのごとく能とらつす
みくしけ山さてそれ[illegible]の系もさくらの

○金峰山（高山 梨郡）絶頂又稲荷蔵王権現と多り所嶽の社の本主
とて国民八九月の比登り水精磯石等と尋ね荒川の源へ此
山より出る又北へ流れて久保信濃の佐久郡へ出る西川とて
一筋又此山をいくかめ[illegible]と云ふ風雅集に頃徒院の法制衰ち
くまの[illegible]ハ寸又りき[illegible]くハいくかの家の[illegible]
[illegible]より[illegible]手掛[illegible]只きこてい[illegible]
[illegible]の[illegible]雲[illegible]云ふ[illegible]金峰山の石といくかの
[illegible]云ふ後人の[illegible]流[illegible]
○比志神社（比志村 条神蔵王権現也比志権現[illegible]国史所載比

志神社也往昔の社の跡ハ後の山[illegible]石の祠也古宮[illegible]二代
実禄曰貞観五年十月六日甲斐国正六位上比志神授従五位下云々
○八嶽（北山西ハ信濃国佐久郡北ハ佐久郡之嶽多れて八有故又
八ヶ嶽[illegible]梵の小荒間より絶頂まて四里許り有小荒
間村より法性院[illegible]往院有武田機山[illegible]建立[illegible]村の
東の方ハ天文九年二月十八日信濃の村上氏と武田勢合戦之
地[illegible]又剣戦の折多く頭ハ嶽[illegible]ハ間斗り[illegible]の
大石[illegible]機山[illegible]登りて[illegible]
[illegible]大サ二間[illegible]サ[illegible]
の系[illegible]有信濃佐久郡[illegible]
曰武田勢村上勢合戦[illegible]地[illegible]
○谷戸村（ヤハ）城の跡[illegible]所[illegible]遠見[illegible]源太清光住[illegible]
鈴の[illegible]塔の形[illegible]何れの[illegible]

去らるゝ事ハ山王八幡の祠ハ

○梅陽山清光寺 曹洞宗 大八回村 桐作逸見思原を清光建立開山

悦堂和尚 清光ハ新羅三郎義光の孫逸見冠者義清の

五代清光の裏名 清光院殿玄源大公大居士 正治元年戊子六月十九日

○諏訪明神 村々祭神建御名方命 落成不詳 桐作延喜式所

載宇波刀神社也 三代実録曰清和天皇貞観八年三月廿八日

授二甲斐國従五位下宇波刀神従五位上云々風土記ニ裏門神

社ともも見るべし 圭田三十八束三毛四 畝田所祭 蠹蝕不見字

敏達朝行式例云々

○新府城跡 中条新五兵衛尉 天正九年武田氏

滅亡の後ハ城を改め還さる所也いまゝ作造りさる同

十年三月廿五日 焼失 今ハ焼跡ハ稲荷の祠ハ城

の西南の麓 長七里余 東南の方ハ逆流 西ハ

この中腹ハ岩窟ハ信玄完記者ハ此ハ天文十九年七

月十九日 村上頼清の友勝ハ武田勝会戦ハ不可

梁塵秘抄ハ かしこ山の名ハ名ハ称ハ山ハ

の山ハ ふーかーハ山すくの名ハ称ハ山ハ

海ハ並海のハ並海の巧名ハ

○駒嶽 信濃国遠郡の境ハ此首名馬出ハ云ハ名遠

ハ茶嶽ハ云峯ハ牧ハ仮ハ農ハ巧ハ思ハ絶頂ハ

十町斗ハ平地ハ石仏の祝者一区有此山の西ハ木賊川ハ

て名遠流ハ川ハ風大記ハ巨麻郡西限ハ木賊川ハ云ハ見

ハ又田野の方ハ流ハ川ハ谷ハ川ハ云

○鳳凰山 北巨摩茶師の嶽ハ云ハ鳳皇山ハ峯鎖ハ

見ハ山嶽ハ云ハ櫻の柳沢ハ云ハ所ハ高ハ山ハ一度

使て登ハ日人柳沢ハ海ハ新府城跡ハ海水ハ入て往来ハ絶頂

の岩のうへに堂舎して残りたる三寸計りの衣冠の像あり　凡
風格たゞならず尊き奈良の法皇の御影なりといふ傳へたり　磐石
鋤(や)もとより登織らせ給ふ此像と共にましましてそれは年ふる磐石
のかたはらに盗賊ありて件の像を岩のうへに置かんとて土人(ど)之を留め
奈良の法皇南国に流されし時此所に登り給ひし跡とて
よりて法皇を祭るといふ　西河内の奈良田といふ所にも法皇の御
在りし跡とて礎(いしずゑ)今にありといふ　是も前道鏡がたぐひにて
按ずるに道鏡は称徳帝の後下野国に流され薬師寺の別当と
成て終りしと見えたれば道鏡こゝに来りしといふも疑はし　然るに奈良田
の法皇といふものもありしにや　今其跡を見に奈良田
に塩井といふ湯(うた)あり　湧(わき)出る所を塩田と名づく　塩井者今帰州及四川
諸郡皆有塩井　汲其水以煎作塩　如煮海水之法也と見えたり
是其類なるべし　又温泉あり　奈良田の温泉といふ

○白嶺　かひがねともかひのしらねとも云　甲斐の国第一の高山にて
諸河の水大井川の源は此山中より出る　一説にかひがねは一山
の名にあらず　かひの国の山をいふといへり

古今　かひがねをさやにもみしかけれなくよこほりふせるさやの中山　よみ人しらず

同　甲斐がねに雪の降れるか吹風と人もかからぬやこゝは越てやすらん　和泉式部

後拾遺　何方とかひのしらねはしらねども雪ふるごとに思ひこそやれ　紀伊式部

続後撰　かひがねはなを雪白し弥生まで志るく見えけるさやの中山　蓮生法師

新勅撰　雪流るかひのしらねもとほければよそにみてさやの中山　大江茂重

御集　雪志ろきかひのしらねの高嶺やと行秋山の月かけ　後鳥羽院

玉葉　かひがねの木の葉吹しく秋風も心なきとやいはでふるらん　定家

新拾遺　甲斐がねは積いかばかりつもるらんや雪卯さやの中山　寂真法師

夫木　まだ消ぬかひのしらねの雪にしも残れる月の夜な夜な　信實

同　かひがねは山の姿もうづもれて雪のうちなるかひがねの雲　順徳院

家集惜しみて命を惜しむ人なれども忠岑

○苗鋪山　禁ゝ二十余町よりて虚空蔵堂あり国内えて住
系之一院と院之院と所謂白雲寺是ゝ西の法師此所にて修
寺之

甲斐の国ゝ法の郡の苗鋪のそばにおのゝ松のありしゝ
○渕澤城跡　今八須沢と書　苗鋪山の禁之山と共一登りて平地と民家
数十軒ありゝ太平記之新田義貞与師直兄弟京於
後醍の時楠子師を攻給ゝ甲斐の公渕沢の城より門を
ゝゝと新田義の祝部と先ゝて近国の兵者相集ゝ而ゝ後
ゝ城を攻落すゝゝ此所なり
○白須松原　駅路の名なり
来遠寺ゝ寺ゝ寺後のゝゝ松ゝ
○武田八幡宮　北宮谷　相伝　饒城天皇治ゝ弘仁年中建立社

以或拾七石余寄之後武田義清相伝此所ゝ
ゝ信光相伝の時南社ゝゝ山梨郡石和の郷ゝ東河内
の石和八幡宮ゝ是ゝ此ゝ武田氏鎮座ゝ
之宮ゝ之左の方の山ゝ社西八幡の相伝
ゝ験ゝゝ之伝
○南宮神社　甲斐郡上条東割村　祭神ゝ之先金山彦命　建御名方命来
代ゝ命也社殿不詳　相伝延喜式所載神郡神社
泉山院文永九年造営の棟札社記ゝ社中ゝ七堂ゝ
斗ゝの大坊ゝ社領拾六石余
○法性山永安寺　甲斐郡下条西割　除汝宗
師之寺領二拾三石余
本尊不動明王　開山大覚役
○沸勅使川　一院ゝ忘門ゝ之八是之此門法水ゝ水大ゝ溢ゝ
ゝ人ゝも多ゝ人流れ出ゝ故ゝ忘れ門の名ゝ之ゝ一院ゝ

忘川ハ荒川之荒の字方冠を誤るといへり 按するに荒の字ならハ
冠を誤るとも 大人何とかる川を改め唱んや 疑ふへくハあらす
忘川ハ御勅使川なるへし 歌
夫木 忘れ川渡るとも知らぬ身なりせは人の心のみなわ見るらむ 壬生忠岑
同 うき人の忘れもてゆく忘川何とて袖のぬるゝなるらん 藤原忠隆

○安通村 大人相伝ハ此地ハ大和の虎と云る女出し所之 虎尼と
号くのち故郷に帰り終りしとて今神と祭る

○高尾山稲荷社 相伝 延喜式所載 穂見神社也 往昔ハ国民稲穂
を献しとて 稲荷ハ保食(ウケモチ)神にて 五穀を司る神なれハ之故に穂見
の号もあるなるへし 享保十三年七月 国中洪水の時此山の麓の渓
水大に漲り岸を崩し流し多く大中より 古き石碑出しを
号に穂見の神社といへり 字形古様に見えて そこ今ハ神
殿の中に有といへ

○上野城跡 椿か城といへ 上野六郎長盛 所築之 天神の祠を
見長盛の霊を祭るといへ 後世此地より掘出せし 絵里
人秋山某か家にあり 裏に 文暦元年八月日 竹光作とあり
文暦ハ 四条院の御宇にして 鎌倉北条泰時 執権の比之和卑
始て本領にて 後の始めハ太平記に佐吉合戦の時 阿間野乃
頼とえへ 法師武者つかへ 始しと載といへとも 平氏系によりて
しるへからす 瞼塚 兜塚とて 有 按るにハ 是城主の墳墓なる
らん
後醍醐天皇御宇 嘉暦の比 城主 秋山五郎光吉 其妻不義
ありしを疑て 何を疾代りハ 似として 窺ひ立てい 代人
の首を似せて 懸(カケ)て 首を世間に入れ 見せると 妻 縫刀を
以て 判殺し 火を焼て 見れハ代人に 何りて 我夫之妻 恨悔て
終に 同に 身を投て 死といへ 後世の 奇 とひも 無け

以上手沢の所に在りて寺と云ふ寺と此辺世石碑よりの世門と云ふ一の沢
門と云ふ山より八手沢と云ふ名称なり
○三輪明神（下久村）条神大己貴命也昔天不祥秋仍拾八石余又
上宮地村と離宮仍り毎年冨卯の日神輿渡寺より上宮地の
社と大なり移る六圍斗り也 号春の頼と称ふ云ふ又世
と大和門と市 掛と大神門の勅宿なり大神と三輪と別
さいこれ又門なり
○大神山伽藍院（曹洞宗 上宮地村）本尊 釈迦 仏舎利也 後大御門院延徳
二年開山州安素彭和尚寂寺仍六石余
○充富山隆圓寺（曹洞宗 下今井村）相伝 板大御門院文明年中堂創開
山偉天周弘和尚寺仍弐拾五石余
○加賀美山法善寺（真言宗 加賀美村）相伝 嵯峨天皇弘仁年中草創

弘法大師開基也 往昔八山寺村と云ふ所と云ふ今八古寺家と云ふ
中古行基の沢り此地に遷り寺仍九拾八石余世秋八加賀美次
郎遠光の鎧の沢り寺の後に薬師堂の残仍り
○山宮宗と称宗と称所と云ふ山宮大明神大宮長清鎧の跡と
云ふ今所所庭と云ふ
○秋山沢 秋山村光恩寺と今小沢と云ふ小人伝之国と要之
所八必代此地の血の色と変し又山梨の作室山崎新仍云
山と云ふ此室の山の名ちしるるとき八秋山の池ちしるるとき
世分宗之云ふ称と古人伝之云ふ仍之秋
山と中世之の間の山と城跡と見る秋宗 光朝より秋宗
代代伯名城記云云 光朝八かく義次の子也光の男
○桃園（モノ）村一説云 清和天皇の皇子貞純親王受食封地也
云云 祝王八文嘉十六年九月廿七日薨（ヌ）号桃園宮（二条王院 基の父）此秋

若宮八幡の祠を造り毘沙門神を勧請し
○金剛山明王寺　たつた京　春米村　桐作　光仁天皇宝亀元年茅創開
山行圓上人也　寺領弐拾石余
●補陀山南海寺　曽根京　小林村　開山海崇教和尚　宗光帝観
應元年三月廿八日寂　海法源の弟子　東照社石
高良田の温泉を浴し　一時南寺に教日僧開　天正十年
仏弟拾石余此寺と大井庄と共に俗名秋所載大井郷　天平年中南都西
●最勝寺　たつた京　最勝寺村　桐作　聖武天皇依勅願
大寺之恐正律師開基也　寺領弐拾石余　往昔は大寺
と天正の仏兵火の災して伽藍焼失仏
○徳業山妙法寺　日蓮宗　お蓮村　茅創不詳　桐作　往昔は周八州修験の司
り中古日作上人日蓮上人の弟子となりて尼より当宗
となる。

○青柳村　近江も同名作りと云へども行基
名寄　若し代成の公と一とせとうびきて元亀の比
同　さかしの仏ふけも教化して青柳の里やとなきいりて
○往昔須原村の名を大豆生田と云村は今西南
湖と東南湖と二村の間と流れ入る行基の仏
流れの如く此地を八幡の社を此名七々の荒祭　左京大夫頭仲
加賀義次家有門入庄京参と云武士有彼八幡の祭祀
彼の名を新名と建立一遷一名を祭祀村と
ちとして名社と造り奉り更より大豆生田村は永く廃絶
せり千後逆元の郷と大豆生田村と建立して今の大豆
生田村是之形のなきもの也　仏教永久等力栗原の二郷

巨摩郡より山梨郡へ遷し建てられしもの歟
○鰍澤　此地より富士川の西へ流れて駿河国岩淵近辺今道十八里流れ出る富士川の白糸と云うちの富士川の白糸と称し山門へ小石流れてたちまち白糸と成り人口に膾炙せり
○滝裂明神　鬼崎村柳川の西へ行く十八町流れ出る滝裂明神と遊覧の所なり
○源氏嶽　十谷村の西へ行く相州新羅三郎義光の住ひ城跡なりと云義光は源氏の大治二年十月廿日卒七十二歳甲斐源氏の祖なり一説に二日市場村新羅三郎義光の殺伐なりと云
○三光山大聖寺　真言宗八市場村　和州南都寺は加賀義次郎遠光建立なり

○武田信玄の木像を名長或人作なり
○栗倉山の禁制かけ石　云所より信玄貝石と云石出る奥又新しく貝の石と化しなり
云不しなり出る
○穴山氏旧跡　下山村日蓮宗本国寺と云寺是其跡なり穴山氏は穴山氏菩提所は華蓋山妙雲寺と云曹洞宗の寺にて代々墳墓有
○身延里　名所也　西山法師寺と
○身延山久遠寺　日蓮宗惣本寺也　飛山院文永十一年建立
日蓮上人便宜より此地へ来りしと云

上人と宗教一心と寄附したる所なり

其後と称して往の山を法

立わくるを分水嶺とし此の山

元慶院正和の比日向上人（二世妻子）

○三才圖繪曰日蓮上人姓三國氏房州長狹郡東條郷小湊（ミナト）敢川村

貫名左衛門重忠之子也貞應元年二月十六日生十二才而出

家弘安五年十月十三日寂三十武州池上宗仲寺納遺骨於身

延山云々　相模此比は新羅三郎義光四世の孫波木井実

長の此比は分延波寄波木井三郷の内をもて波木井殿と

称し波木井村の上に鈴の海と武田信虎の時駿府今川

家の臣久沼行某と同志にて用府中にて私に謀叛川系にて

久合戦にて久沼敗にて歩中にしけて敗死の時河内の武

士等久沼と同志の者共諸所に没収せらる

○七面山　分延山の奥の院にて分延山より三里余有七面殿

神の祠にて山上に七面明神の御記を略し一位に七面明神

八州坂本の山王七社権現と遷し奉りて七面の若宮と称す

○雨畑山より硯石出る雨畑石と称して若宮の手拭に

天保年中に八雨畑の天保の乱にて此所の山十里許

駿河遠江信濃に連れり

○大野山本遠寺（日蓮宗大野村）寛永年中紀州名山若達立しにて

開山は分延山廿一世日遠上人也紀伊根来の墳墓也（養珠院殿之号寺）

然は大野梅平村にて或石六拾石有

○南部氏鈴海は南部村にて今品川に此寺に古松

山圓瘋院と称し隙氏宗の寺にて南部之郡光仏達立ての

寺仏武拾石有

○續日本後紀曰　仁明天皇兼和二年詔甲斐國巨摩郡馬

相野空閑地五百町賜一品式部卿葛原親王云云（親王者桓武）

第三皇子平氏之祖也文徳天皇仁寿三年六月薨六十八才

○万澤と城取山とを以て萬澤遠江守と人住し給ふ

甲斐名勝志五

萩原元克編輯

都留郡之部

○都留郡　名所也

後撰　君が代は鶴の羽にたとへてぞ千代のこゝのつあひなりける　伊勢

新千載　君がゐのちかひしをのみ代とらん鶴の羽衣なれぬとをれば　忠岑

夫木　万代と君をぞいはん鶴の羽の数やちよのこゝのつ　八条院六条

碧玉　君が代の亀の甲の日嗣の位を鶴の羽の数の民やつかん　政篇

千首　千代ふべき君をぞいはん鶴の羽の数の民やつかん　師兼

同　よゝせぬん鶴の羽の頁のたちかわ　米雅

○都留郡　倭名鈔所載也今此地不詳可按之鶴川の名もすべ

今鶴川驛　鶴治等の地也是を遠石ともいふ一説に鶴

見村と沈也此名也　鶴の名もこれ

○早女坂　上野京の東後方の岡の名にて今は風大花と都留郡東限に早女坂と云ふ今は早乙女坂と云ふ

○板野　名所に栂尾村の升戸と云ふ地に板野と云ふ野に黄金く成り行き星人いくらと唱へ六帖少しの小稚花の板野の板花と云ふ玉小黄金咲けり　壬生忠岑

○長谷寺　京師の例に倣ひ桐作天正年中武田の郎党加藤丹後守所築に此寺に法有長谷の池と云ふ

○熊野山西光寺　保阪宗野田尾村本尊虚空蔵菩薩に桐作往昔弘法大師入唐しかの地熊野の附属寺に所称号像に　淳和天皇天長元年華野之処に人南に来り此地に寺を建立し彼号像に安置しけるとかの寺に行基の尚宗と云ふ

○猿橋　桂川に長十一丈橋下二千余尋伝伝に往昔名行人猿の樹枝に作り渡りしと云ふ又一説に造始めし橋と云ふ

百済人の造始めし橋と云ふ　一書曰推古帝二十年百済国帰化人有白癩巧掛長橋今逆造諸国三河国八脛橋信濃国水内曲橋木曳橋遠江国濱名橋陸奥国會津闇川橋兜宕猿橋等其外一百八十橋云々此書よりして百済人の造始めしと云ふ

○さん此書を世に重徳太子の選に成り人全く後人の妄作せり書して伝用に成り平掛に此書の中兜宕の二字と甲斐の假字に用ひ兜は如何と新し宕はいかやと別人なりしかのかといかやのいとしてあいと後に甲斐は假字にいひ上古の書に假字遠に成り甲斐は漢に延喜年代未の書に假字遠に成り行き絶は太子の選に成り後人の偽書と云ふの宜に成り心耳寺と云ふ寺に碑の銘文を略し此状の風象一巨石の上に連ねし作り宗祇田國記詩歌有

雲霞漠々渡長梯四顧山川眼易迷吟歩誤念疑入
峽溪限残月断猿啼

[illegible]

○戸野上村向麓壹驛路の例より百里人相伴此堂に詣ぶ八幡乃
社武田の家臣奥秋加賀守と云人願ふ所より運慶の作の扁
麓の縁と称す此堂より安東一八幡宮と云東南の山に置
[illegible]此堂の称札に兼永元年と有天暦延九八百五十余年也
○菊花山駒形村幸翹寺と云禪院の東南の山に又菊花石と云
有大さ二尺許り菊花の紋と今幸翹寺の内に有
夫木 [illegible]の上に菊[illegible]の紋と称して[illegible]長家
此歌註に風土記甲斐國鶴郡有菊花山流水洗菊飲其水人壽
如鶴云々今風土記此條闕不見

○岩殿權現号七社權現祭神 熊野 白山 薬王 晃 伊豆 箱根 藏王 相伴 平城天皇
大同元年始建岩窟の中に有名木縁起七尺許の三像に又
観音堂有て二尺の信仏の九稿の下の外形に銘文を兼平三
年七月十日大比丘建立と云[illegible]別面常楽院大防と云[illegible]
社頭指図絵に小山田氏の城設と云[illegible]陳後に小山田氏と
代々振留郡と成[illegible]天正十年武田氏滅亡の河原迄
[illegible]て織田氏の[illegible]に保せ[illegible]家亡ぶ
○須利村と須利与市義遠住所と云伝伝に与市塚余
[illegible]頃来れり石地蔵と云長七尺斗り有与市地蔵と云
今八代郡も須利村と云与市鎧掛と云[illegible]
事と云[illegible]
○初雁里 朱鷺人 波加利と云此里に朱の朱の紋ある石有り

本草石ニ云又燃(モユル)石アリ 按ニ日本紀ニ天智天皇七年七月
越(コシ)國獻燃土與燃水ト云此類なるへし 宗祇回国記
今ハ見て氣をうけてゆふさくに見え来るすや砂子の里
○笹子(サヽコ)山 黒野田驛より八代郡駒飼驛へ越る山道拵ニ二里
アリ 按ニ東鑑ニ所載坂東山と云ハ是なるへし
○真木(マキ)村 アリ 按ニ風土記有牛馬之牧毎年依本寮之命貢駿
馬肥牛云々 真木ハ牧なるへし 槙見(マコ)畝と云所ニ小堂あり里人云
親鸞上人の入りし小堂也と此所ニ太布(タフ)の名号と云有
○和田村 此里人今月代を不剃平親王将門の後胤(エイ)と云 然ニ一説
ニ和田義盛の裔なりと云アリ 按ニ東鑑ニ建保元年五
月和田左衛門尉義盛滅亡の事を記ス 和田左衛門尉常盛山内
先次郎左衛門尉岡崎与市左衛門横山右馬允古郡左衛門尉和田
新兵衛入道以上大将軍六人遁戦場逐電(ズ)云々 其後古郡左

衛門尉者於甲斐國坂東山波加利之東競石郷二木自殺和田
左衛門尉常盛件両人之首今日到来ス云々 今の古河戸ハ古郡
の轉語なるへし 古郡左衛門尉の所縁なりしにや和田
新左衛門尉も此所と同しく来りけるにや 波加利ハ初鹿歟
山梨郡初鹿野とハミカノと訓ぬるにや 然れハ義盛の妻子
等も此所へ遁れ隠しならん 常盛ハ義盛の嫡子也
○丹波(ダバ)山 武蔵国多磨川の源なり 倭名抄ニ武蔵の多磨郡
と太(ダ)婆と註ス此地ハ往昔 日本武尊当国へ入らせし路
なり今大菩薩通りと云
○大幡山廣教寺 曹洞宗 太幡村 相伝
開山石心禅師 寺領四石余 後奈良院天文年中草創
○富春山桂林寺 臨済宗 金井村 相伝
開山格翁禅師小山田出羽守富春建之 小山田氏代々の墳墓有

○大鶴山長生寺 曹洞宗 相模 後大所門院文暦元年武田刑部大輔信昌教法建立開山鷹嶽禅師其後北条小田原氏康公帰依寺領三拾五石小田氏侯墓有此東に接谷地所載伝茂郷有今川義元と唱へ

○谷村古城 相模文禄年中浅野氏所築也其後名井大佐与中堂侍従与秋元但馬与相続て住居せしか寛永年中廃ス

○生出山願成寺 曹洞宗 相模 当市場村 本尊釈迦如来 寛永年中廃ス 八月彼岸日茶毘有此墓と唱依庭と云

○禅定山長安寺 浄土宗 上谷村 相模 正親町院天正年中茅刹開山生誉上人感夏和尚為丹大佐与建立ス

○八幡宮 川棚村 祭神 應神天皇相模往昔谷村城山に鎮座ス

と文禄年中浅野氏此山上に遷し奉る時山神社と云

○年登宇坊墓 小野村大福寺の奥地に大小野小河の墓と云所ハ此墓に所載ス

○大年礼墓 此墓と云所ハ何の為者此墓に所載ス 有験と云ハ相模郡山に有山に相模桜堤の秋有

○菱野村より通志の墓に載ス所へ郡の山路と通路と云路の例より小石の麻札落る中に云へ石と云へ大人と云へ

山菱撩の代に云へ寄に寺石なり

○大年礼墓 此墓と云所ハ何の為者此墓に所載ス 有験と云ハ相模郡山に有山に相模桜堤の秋有

と通志に云へ今相模の国に近し相模郡に所載ス 往昔ハ

と上道志に云へ手拭に絞若狭所載ス

相模の国に云へ行程の内甲斐に属し相模と唱へ

○城山村より秋山村に抜る山路と離れ

源頼朝公の札と云て所有り

より地名と云へ

○住吉神社 麻留村 相模風土記所載住吉神社也 風土記曰元明

天皇和同二年己酉六月佐伯公蔭勸請之社也云々 社内色七
系を略し此色と青木氏と云
○金鼇山寶鏡寺 曹洞宗 美狩村 相伝 法花園院宝永年中芝剣阿
山雞岳永金和尚寺領四石余此色て長塚と云有是風土記
所載篠垣塚也と云風土記曰土俗相傳往昔有大蛛而害土民
時役小角来而為其封込一墓其後死其害号篠塚者其墓
邊有行篠者也云々雞岳永金和尚寺と建立の時山上
祠と云小篠河神と云云云 長塚の色篠多く生
又芝狩村の内祖星と云所又業師堂有芝狩の業師と云 高長慶寺
○上墓地村の谷川の中に冠古の飛の奇石と云又此色別尚沢と
云所より蛍飛るこの飛の奇石也より此色て三ッ峠と云
山を八代郡へ越る径路有り
○引接山西方寺 浄土宗 小俣見村 相伝 法城河院嘉祥二年芝剣阿
山祖庵禅師 新田大炊助 系室之五男 源浄宗と号分山寺其後 法陽院
院文保元年当宗と称し西方寺と改称当十一面観世音 新田義重 所奥出宗
多田満仲之作也
○下吉沢間峠下吉沢 条祢二死木花開耶姫命雅日霊貴也然
然不辨祢中に枝の古木有周囲弐八尺余俗呼て祢代杉と云
九月十九日流馬の祭祀有又或丁斗り東又波邊有祢の祢也
色祢天皇と波色武の祢祢と会世祭祢り此色と稚川の左と云
○水上山持光寺 浄土宗 下吉田村 相伝 称光院応永年中 故学祖禅
師再興之寺仏指十石南寺 池前天台宗 して風土記所載白
蓮寺也と云風土記曰寄田三十五束三字田雲邊上人大寶年
中寫二百部経王納此寺側白蓮池者書寫之硯水之小池也後
為大池労熱病時疫者沐此白蓮池験功如寄云々此池今尚
有 琴泉と云也寺内に白蓮有りと云又寺中

七条ニ云有略之

○吉寺明神（下吉田村）　条神二所大己貴命素盞嗚尊女義名
命之又子御稚尻ニも之相伝同大記所載宮寺神社之板の古
本有俗之一本板ニ之又有之寺の次ニ添て為之門と
ハ是宮号門ニ云歟

○浅間明神（上吉田村）　条神本元同形姫命之相伝　正親町院永
禄年中武田機山侯建立之時上の申日条祀之迄年限造宮
有て奥書ニ云ハ天子額の脇ニ三国第一
山（文金剛入道二品親王真蹟）　護摩堂（鶴塚村　法性寺村）二王門（下吉田村　真光寺村）此祀ハ
当社八是ハ山伏吉田ニ之家祭法師此祀ハ
さきニ寺ニ云ハ山伏の新ニ勧ニも来ニ居住
○板鼻明神（上吉田村）　条神建治元年
吉日条二百疫星人家ニ焼籠ニ之祀伏拾石余

○吉積山西念寺（時宗　上吉田村）　相伝　境念仏院康永年中　源頼義
勅願建立之中古一遍上人ニ同祖ニ之人寺伏武拾石余ニ富ニ遍傷
○吉祥山上行寺（日蓮宗　上吉田村）　相伝　永仏山院文永六年日蓮上人
栄の居ニ後ハ百の間侍経一ヶ月ハ此地ニ生活
境醍醐天皇元徳二年日祖上人再興号ニ祖嶽
○新屋村小屋ヶ浦ニ之有土人相伝往昔天正の頃武田北條合
会の時陣屋ニ此浦ニ流れ少ニ陸ヶ浦ニ之
○浅間明神（竹ノ内村）　条神本元同形姫命之相伝　天武天皇大
同年中坂上田村丸建立之ニ日上の申の日条祀有社九町一限
六畝余此社上古の頃ニて延喜式不載河口駅之八代郡藤の
木ハ駿ニ山ニ渉坂ニ之行程二里有此社往昔八代郡ニ
ニ之属東北の山ニ大山祇命の社也
山宮ニ称ス

○浅間明神（富士山北口）　桜木花開那波命也　然無不保相伯
正親町院天正年中武田徹斎　後再興之神殿の例なり　徹
山後の本像有九月十九日流鏑馬の祭花を献ぜ　献盃
是より一里許りを小沢嶽桜宮の社なり
○天神社（大嶽村）　桜木菅公之　然無不保四人牛馬の病
所れ此神社に祈願之験あり　毎年是を献ず
の天神と称し　神代巻曰大己貴命　與少彦名命
命と為す　医薬の祖神　神代巻曰大己貴命　與少彦名命
戮力一心経営天下　復為顕見蒼生及畜生則定其療病
方云々　今蒼天と称ず　桜世誤伝
是を大系と云ふ
○浅間明神（大石村）　桜木花開那波命也　相伯従者
武田信光相模国桜木社　桜木菅公

四象代々宗教之ことく社殿を町六反余墨人相伯武田信光の
庶子にして十八世の孫　大石助左衛門　元和の頃浅野氏南
国に流し　の子浅野彦兵衛　生駒元親の臣義士の
名を残す　大石内蔵助　助左衛門の末裔なりと云
○十二嶽役行者堂（大石村）　相伯役小角此地　初て富士に登
山せられしなり　今に駿河国大宮浅間明神の神官此地
に来り此里の庄屋宅に宿して登山す　故に本朝
文粋載都良香富士山記其高不可測山名富士郡名也山
腰以下生小松腹以上無復生木白沙成山攀登者止腹下不
得達上以白沙流下也相傳昔有役君士役登其頂後攀登
者皆黙額於腹下有火泉出自腹下遂成大河（略）永徳十八
年備国畢魁て雨を祈る　武田家より二の取箱の
今に至りて雨を祈る時此剣を水中に投ずれば必雨降と云

○海雲山東光寺（保安宗長浜村）　其創不詳相伝ハ行基菩薩開基
奥ヲ[illegible]ニ千梅ヶ風土記ニ所載ハ代郡東限東光寺谷ト
ハ此寺ヲ[illegible]今ハ代郡面数丈郡の境ニ小山有

○鳴澤　土人相伝ハ昔大ヲ[illegible]ハ鳴沢ヲ鳴沢ヲ[illegible]ハ生滝の水流れ
岩ヲ山沢ヲ鳴沢ヲ[illegible]ハ行れの代ヲ[illegible]ハ今鳴
沢村通称寺ヲ[illegible]ハ徳院ヲ流の名ハ泉湧出ス或人云鳴渕
鳴滝ハ海の滝ヲ流れヲ[illegible]ハ御伝風大郡ヲ所謂
大四名[illegible]ハ今此名ヲ大四和ヲ地名ヲ[illegible]集東欠

佐奴良久波多麻乃緒婆可里古布良久波布自能多可
祢乃奈流佐波能其登

富士山　甲斐駿河の境ニ有　萬葉集巻三詠富士山歌奈麻
余美乃甲斐國打縁駿河國與己知其知乃國乃三中従出
立有不盡乃高嶺者　下略　古詠数多有之略之

日本後紀曰　桓武天皇延暦十九年六月癸酉駿河國言ス自
去三月十四日迄四月十八日富士山嶺自焼昏則焼氣暗瞑夜則
火光照天其聲如雷灰下ル如雨山下ノ河水皆紅也

三代實録曰　清和天皇貞観六年六月十七日甲斐國言ス富士
大山忽百暴火焼碎崗巒草木焦熱土鍊石流埋八代郡本栖
并　剗両水海水熱如湯魚鼈皆死百姓居宅与海共埋或有
宅無人其數難記両海以東亦有水海名曰河口海本栖剗等
海未焼埋之前地大震動雷電暴雨雲霧晦瞑山野難辨
然後有此災異焉

本朝通紀曰　後醍醐天皇元弘元年七月七日大地震富士峯
崩　數百丈云云

東山院實永四年　自十二月廿二日迄十二月八日富士山自焼出近
國灰下ル如雨其時半嶺小山湧出ス今号ニ實永山是也

称富士八湖者、河口湖 都留郡 山中湖 同郡 明見湖 同郡
精進湖 八代郡 本栖湖 同郡 西湖 同郡 万葉集所詠石花海也西八世
く誤る(仏覚抄又平山の乾の方より此湖也と云)
万葉に世の海と名付て詠りしと後世よりと刻
志比礼湖 同郡 須戸湖 (駿河の国松永の内に有 一説に長谷の池と云)
追加

○大原山如来寺 (一向宗 新倉村) 相伝寺は開山記所載敕願寺也風土
記曰寄田五十三九三字田和銅二年己酉二月念行比丘修菩
薩戒之地也云々 中古万蔵寺と云て真言宗に成又如来
寺と改め当宗と成る

○秋山の孫井村の辺鬼石沢と云て鬼の髑髏(トクロ)と云物あり
俗伝に昔弱(ヨワ)き生類ありて鬼の古骨と
く数多ありし人皆偽作者行孔の仕業と云
里民と書に所く偽作等彼鬼と退治し多ひらと云

鬼と斬り叙して今山祇と称す云々

○加茂山祇社 ○栄燈大神祇 ○福地八幡 ○竹満寺
此等の寺社風土記所載也今不詳後の考と待のみ

甲斐名勝志巻之五終

実中名勝志序

萩士襄著甲斐名勝志抜予請跋其授受後再
之神祠佛龕古蹟靈傷如指掌然猶且所条
尊師開祖徒扶　朱熹有之意載焉如亟除其
境而入真門目擊親見也知其詳也豈不愉
快哉史実中国之載籍雖考索古典斟酌百象
以徴之不稽失況於俗似者乎刻其勤労有不可勝
言者也予嘉其志能不撓然成其功不顧後邪之諸漫
書卷末如所由矣先生之序已悉矣今不贅千此

天明三年癸卯九月　　源憲時撰 印 印

伴希真書 印

実中名勝志序

萩士襄著甲斐名勝志拔予請跋其後受讀再
之神祠佛龕古蹟靈傷如指掌然猶且所条
尊称開祖徒扶　朱熹有之悉載焉如亟除其
境而入其門目擊親見也是知其詳也豈不愉
快哉史実中国之載籍雖考索古典斟酌百象
以徴之不穏失況於似者乎如其勤労有不可勝
言者也予嘉其志能不撓然成其功不顧後邪之諸漫
書卷末如所由矣先生之序已悉矣今不贅乎此

天明三年癸卯九月　　源憲時撰 印 印

伴希真書 印